

プレス機械■有機溶剤
足場の組立て等■酸素欠乏・硫化水素危険
鉛 ■石綿
乾燥設備 ■はい
特定化学物質及び四アルキル鉛等 ■木材加工用機械
作業主任者技能講習 開催案内

【令和8年度】
広島労働局長登録教習機関
公益社団法人広島県労働基準協会



出張講習のご相談承ります
お気軽にお問い合わせください

労働安全衛生法第14条の規定に基づき、資格取得のための標記講習を開催します。
次に掲げる作業は、この講習を修了した者のうちから作業主任者を選任しなければなりません。
この機会にぜひ受講されますようご案内いたします。

◎ 該当する作業 ◎

(詳細は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください)

1. プレス機械作業主任者 (安衛法施行令第6条7号 抜すい)

動力により駆動されるプレス機械を5台以上有する事業場において行なう当該機械による作業

2. 足場の組立て等作業主任者 (安衛法施行令第6条15号 抜すい)

つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。以下同じ。)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て解体又は変更の作業

3. 鉛作業主任者 (安衛法施行令第6条19号 抜すい)

安衛法施行令別表第4第1号から第10号までに掲げる鉛業務(遠隔操作によって行なう遠隔室におけるものを除く。)に係る作業
(鉛等有害物を含有する建築物の塗料の剥離やかき落とし作業を行う場合は、鉛中毒予防規則等関係法令に従い、湿式による作業の実施、作業主任者の選任と適切な作業指揮の実施、有効な保護具の着用等を実施すること等が通達されています(平26.5.30付基安労発0530第1号。))

4. 乾燥設備作業主任者 (安衛法施行令第6条8号 抜すい)

次に掲げる設備による物の加熱乾燥の作業

イ 乾燥設備(熱源を用いて火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条第1項に規定する火薬類以外の物を加熱乾燥する乾燥室及び乾燥器をいう。以下同じ。)
のうち、危険物等(別表第1に掲げる危険物及びこれらの危険物が発生する乾燥物をいう。)に係る設備で、内容積が1立方メートル以上のもの
ロ 乾燥設備のうち、イの危険物等以外の物に係る設備で、熱源として燃料を使用するもの(その最大消費量が、固体燃料にあっては毎時10キログラム以上、液体燃料にあっては毎時10リットル以上、気体燃料にあっては毎時1立方メートル以上であるものに限る。)又は熱源として電力を使用するもの(定格消費電力が10キロワット以上のものに限る。)

5. 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者 (安衛法施行令第6条18号、20号 抜すい)

18号) 安衛法施行令別表第3に掲げる特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業(試験研究のため取り扱う作業を除く。)

20号) 安衛法施行令別表第5第1号から第6号まで又は第8号に掲げる四アルキル鉛等業務(遠隔操作によって行なう隔離室におけるものを除くものとし、同表第6号に掲げる業務にあってはドラムかんその他の容器の積卸しの業務に限る。)に係る作業

(金属アーケン接等の作業時に発生する溶接ヒューム及び塩基性酸化マンガンに係る作業又は業務について、作業主任者の選任(法第14条関係)が必要となりました。(令和2年4月22日付け基発0422第4号))
(ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト(DDVP)の成形・加工・包装業務は、平成27年11月1日より特定化学物質作業主任者を選任しなければなりません(試験研究のため取り扱う作業を除く。))

6. 有機溶剤作業主任者 (安衛法施行令第6条22号 抜すい)

屋内作業場又はタンク、船倉若しくは坑の内部その他の厚生労働省令で定める場所において別表6の2に掲げる有機溶剤(当該有機溶剤と当該有機溶剤以外の物との混合物で、当該有機溶剤を当該混合物の重量の5%を超えて含有するものを含む。第21条第10号及び第22条第1項第6号において同じ。)を製造し、又は取り扱う業務で、厚生労働省令で定めるものに係る作業
(エチルベンゼン、エチルベンゼン含有物を用いて行なう塗装業務は、有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者のうちから特定化学物質作業主任者を選任しなければなりません。)
(クロロホルム・四塩化炭素・1,4-ジオキサン・1,2-ジクロロエタン・ジクロロメタン・スチレン・1,1,2,2-テトラクロロエタン・テトラクロロエチレン・トリクロロエチレン・メチルイソブチルケトンを用いて行なう有機溶剤業務は「有機溶剤作業主任者技能講習」修了者のうちから特定化学物質作業主任者を選任しなければなりません。)

7. 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 (安衛法施行令第6条21号 抜すい)

安衛法施行令別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所における作業(酸素欠乏・硫化水素危険作業の区分は酸素欠乏症等防止規則第2条第8号を参照)

8. 石綿作業主任者 (安衛法施行令第6条23号 抜すい)

石綿若しくは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物(以下『石綿等』といふ。)を取り扱う作業(試験研究のため取り扱う作業を除く。)又は石綿等を試験研究のため製造する作業

9. はい作業主任者 (安衛法施行令第6条12号 抜すい)

高さが2メートル以上のはい(倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷(小麦、大豆、鉱石等のばら荷を除く。)の集団をいう。)のはい付け又ははいぐずしの作業(荷役機械の運転者のみによって行われるものに限る。)

10. 木材加工用機械作業主任者 (安衛法施行令第6条 法第14条 抜すい)

木材加工用機械(丸のこ盤、帯のこ盤、かんな盤、面取り盤及びルーターに限るものとし、携帯用のものを除く。)を5台以上(当該機械のうちに自動送材車式帯のこ盤が含まれている場合には、3台以上。)有する事業場において行なう当該機械による作業

(1) 各講習毎の開催日程・会場

① プレス機械作業主任者

開催日(3日間)	会 場	(登録第6号)
令和8年 6月 3日～5日	林業ビル(広島市)	
9月 28日～30日	福山教習所	
12月 9日～11日	林業ビル(広島市)	
令和9年 1月 25日～27日	福山教習所	

開講8:50 閉講(初日)16:10(二日目)17:15(三日目)12:10予定
(登録第9号)

③ 鉛作業主任者

開催日(2日間)	会 場
令和8年 6月 25日～26日	林業ビル(広島市)
7月 9日～10日	福山教習所
11月 26日～27日	林業ビル(広島市)
令和9年 2月 1日～2日	福山教習所

開講8:50 閉講(初日)16:10(二日目)15:05予定
(登録第60号)

⑤ 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者

開催日(2日間)	会 場
令和8年 4月 6日～7日	林業ビル(広島市)
5月 7日～8日	林業ビル(広島市)
5月 19日～20日	福山商工会議所
5月 21日～22日	ピューポートくれ
6月 8日～9日	福山商工会議所
6月 18日～19日	大竹商工会議所
7月 16日～17日	林業ビル(広島市)
7月 27日～28日	福山教習所
8月 17日～18日	福山商工会議所
8月 21日～22日	林業ビル(広島市)
9月 10日～11日	福山商工会議所
9月 24日～25日	林業ビル(広島市)
10月 5日～6日	福山商工会議所
10月 13日～14日	林業ビル(広島市)
11月 9日～10日	福山商工会議所
11月 12日～13日	林業ビル(広島市)
11月 19日～20日	ピューポートくれ
12月 1日～2日	福山教習所
12月 8日～9日	大竹商工会議所
令和9年 1月 14日～15日	福山教習所
1月 18日～19日	林業ビル(広島市)
2月 24日～25日	福山商工会議所
3月 11日～12日	福山教習所
3月 15日～16日	林業ビル(広島市)

開講8:50 閉講(初日)16:10(二日目)17:15予定

⑦ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者

開催日(3日間)	会 場
令和8年 4月 8日～10日	林業ビル(広島市)
4月 20日～22日	福山教習所
5月 20日～22日	林業ビル(広島市)
5月 21日～23日	福山教習所
6月 10日～12日	大竹商工会議所
6月 22日～24日	林業ビル(広島市)
6月 25日～27日	福山教習所
7月 8日～10日	ピューポートくれ
7月 23日～25日	林業ビル(広島市)
7月 29日～31日	福山教習所
8月 19日～21日	大竹商工会議所
8月 24日～26日	林業ビル(広島市)
8月 27日～29日	福山教習所
9月 2日～4日	福山教習所
9月 9日～11日	林業ビル(広島市)
9月 28日～30日	林業ビル(広島市)
10月 7日～9日	林業ビル(広島市)
10月 22日～24日	福山教習所
11月 11日～13日	大竹商工会議所
11月 19日～21日	林業ビル(広島市)
11月 25日～27日	福山教習所
12月 3日～5日	福山教習所
12月 9日～11日	ピューポートくれ
12月 16日～18日	林業ビル(広島市)
令和9年 1月 18日～20日	福山教習所
1月 20日～22日	林業ビル(広島市)
1月 27日～29日	大竹商工会議所
2月 3日～5日	林業ビル(広島市)
2月 18日～20日	福山教習所
3月 10日～12日	林業ビル(広島市)
3月 17日～19日	福山教習所

開講8:50 閉講(初日・二日目)17:15(三日目)12:45予定

⑩ 木材加工用機械作業主任者

開催日(3日間)	会 場
令和8年 10月 5日～7日	福山教習所
11月 4日～6日	林業ビル(広島市)

開講8:50 閉講(初日・二日目)16:40(三日目)12:10予定

～会場周辺図は受講申込み時にお渡します～

② 足場の組立て等作業主任者

開催日(2日間)	会 場	(登録第7号)
令和8年 5月 26日～27日	福山教習所	
5月 28日～29日	林業ビル(広島市)	
7月 1日～2日	林業ビル(広島市)	
7月 23日～24日	福山教習所	
9月 3日～4日	林業ビル(広島市)	
10月 30日～31日	福山教習所	
12月 9日～10日	林業ビル(広島市)	
令和9年 1月 12日～13日	福山教習所	
2月 16日～17日	林業ビル(広島市)	

開講8:50 閉講17:15予定

④ 乾燥設備作業主任者

開催日(3日間)	会 場	(登録第46号)
令和8年 6月 22日～24日	福山教習所	
7月 1日～3日	林業ビル(広島市)	
8月 4日～6日	ペイタウン尾道	
12月 7日～9日	福山教習所	
令和9年 2月 24日～26日	林業ビル(広島市)	

開講8:50 閉講16:10(二日目)17:15(三日目)12:10予定
(登録第70号)

⑥ 有機溶剤作業主任者

開催日(2日間)	会 場
令和8年 4月 20日～21日	林業ビル(広島市)
5月 11日～12日	福山商工会議所
6月 3日～4日	福山商工会議所
6月 4日～5日	大竹商工会議所
7月 2日～3日	福山教習所
7月 28日～29日	林業ビル(広島市)
8月 4日～5日	三次市職業訓練センター
8月 17日～18日	林業ビル(広島市)
8月 19日～20日	福山商工会議所
9月 17日～18日	福山商工会議所
10月 1日～2日	ピューポートくれ
10月 6日～7日	大竹商工会議所
10月 15日～16日	福山商工会議所
10月 29日～30日	林業ビル(広島市)
11月 18日～19日	福山商工会議所
11月 24日～25日	林業ビル(広島市)
12月 3日～4日	林業ビル(広島市)
12月 14日～15日	福山商工会議所
令和9年 1月 12日～13日	福山商工会議所
1月 15日～16日	林業ビル(広島市)
2月 8日～9日	福山商工会議所
2月 19日～20日	林業ビル(広島市)
3月 4日～5日	林業ビル(広島市)
3月 8日～9日	福山商工会議所

開講8:50 閉講(初日)16:10(二日目)17:15予定

⑧ 石綿作業主任者

開催日(2日間)	会 場	(登録第164号)
令和8年 4月 23日～24日	林業ビル(広島市)	
6月 1日～2日	福山教習所	
6月 29日～30日	林業ビル(広島市)	
8月 5日～6日	福山教習所	
9月 3日～4日	林業ビル(広島市)	
10月 8日～9日	福山教習所	
10月 15日～16日	林業ビル(広島市)	
10月 22日～23日	大竹商工会議所	
12月 23日～24日	林業ビル(広島市)	
令和9年 1月 28日～29日	福山教習所	
2月 17日～18日	林業ビル(広島市)	

開講8:50 閉講(初日)16:10(二日目)15:05予定

⑨ はい作業主任者

開催日(2日間)	会 場	(登録第190号)
令和8年 6月 10日～11日	林業ビル(広島市)	
6月 29日～30日	福山教習所	
8月 6日～7日	三次市職業訓練センター	
8月 17日～18日	林業ビル(広島市)	
9月 15日～16日	福山教習所	
10月 27日～28日	林業ビル(広島市)	
11月 9日～10日	福山教習所	
12月 1日～2日	林業ビル(広島市)	
令和9年 1月 25日～26日	林業ビル(広島市)	
2月 8日～9日	林業ビル(広島市)	
2月 24日～25日	福山教習所	

開講8:50 閉講(初日)16:10(二日目)17:15予定

※福山教習所の駐車場は日常的に混雑していますので、可能な限り公共交通機関でご来場ください。(JR備後赤坂駅より徒歩約10分程度)

(2) 各講習毎の受講料・テキスト代 *消費税10%を含めた額の表示です。

*テキストは講習当日にお渡します。 *テキスト代は改定により変更する場合があります。

技能講習の種類	受講料 (うち消費税額)	テキスト代 (うち消費税額)
① プレス機械作業主任者	17,600円(1,600円)	1,540円(140円)
② 足場の組立て等作業主任者	13,200円(1,200円)	2,145円(195円)
③ 鉛作業主任者	13,200円(1,200円)	1,980円(180円)
④ 乾燥設備作業主任者	17,600円(1,600円)	1,650円(150円)
⑤ 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	13,200円(1,200円)	2,200円(200円)
⑥ 有機溶剤作業主任者	13,200円(1,200円)	1,980円 R8年5/11～2,200円
⑦ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	17,600円(1,600円)	2,310円(210円)
⑧ 石綿作業主任者	13,200円(1,200円)	2,090円(190円)
⑨ はい作業主任者	13,200円(1,200円)	1,980円(180円)
⑩ 木材加工用機械作業主任者	17,600円(1,600円)	2,420円(220円)

(3) 受講資格について

適格請求書発行事業者登録番号 T7240005012381

*次の技能講習を受講するには、当該作業に係る業務に一定期間以上従事した経験を有することが必要です
のでご注意ください。

・ プレス機械作業主任者	プレス機械による作業に5年以上従事した経験を有すること等
・ 足場の組立て等作業主任者	足場の組立て、解体又は変更に関する作業に3年以上従事した経験を有すること等
・ 乾燥設備作業主任者	乾燥設備の取扱いの作業に5年以上従事した経験を有すること等
・ はい作業主任者	はい付け又ははい崩しの作業に3年以上従事した経験を有すること
・ 木材加工用機械作業主任者	木材加工用機械による作業に3年以上従事した経験を有する者

(4) お申込み方法 (次のいずれかの方法によりお申込みください。)

銀行振込みの場合	受講申込書(顔写真貼付)及び添付書類を最寄りの支部へ郵送又は持参後、支部が発行する適格請求書により受講料、テキスト代をお振込みください。 ※受講日より前にお支払いください。
窓口へ持参の場合	受講料・テキスト代、受講申込書(顔写真貼付)及び添付書類を 受講日より前に 最寄りの支部へご持参ください。

*添付書類として、本人確認書類の写しが必要です。

*本人確認書類とは、現在の氏名、生年月日が確認出来る書類です。(詳細は申込書を参照してください)

*申込書は電話による取り寄せ又は、ホームページからプリントアウトしてください。

*お申込み後、支部より受講票を送付しますので、講習当日ご持参ください。

講習の一週間前になんでも届かない場合は、お手数ですが申込支部までお問い合わせください。

(5) 申込先 *不明点等ございましたらお気軽にご連絡ください*

広島中央支部	〒730-0012 広島市中区上八丁堀8-23林業ビル8階 (TEL:082-228-5475/FAX:082-221-5045)
呉支部	〒737-0051 呉市中央3-8-21大之木ダイモ本社ビル4階 (TEL:0823-22-1359 FAX:0823-22-1324)
福山支部	〒720-0838 福山市瀬戸町山北1-1 (TEL:084-949-2022 FAX:084-949-2034)
三原支部	〒723-0052 三原市皆実1-26-1 able皆実102 (TEL:0848-64-7600 FAX:0848-64-7601)
尾道支部	〒722-0002 尾道市古浜町27-284尾道糸崎港湾福祉センター2階 (TEL:0848-22-3432 FAX:0848-22-3444)
三次支部	〒728-0013 三次市十日市東2-12-20 G・Tビル101 (TEL:0824-62-3945 FAX:0824-62-3947)
広島北支部	〒731-0223 広島市安佐北区可部南3-9-45木村ビル1階 (TEL:082-814-2354 FAX:082-815-5562)
廿日市支部	〒738-0024 廿日市市新宮1-12-26 (TEL:0829-32-3851 FAX:0829-32-3852)

(6) 注意事項

*定員になり次第 締め切れますので、**お早めに**お申し込みください。

*講習当日は筆記用具(HBの黒鉛筆・消しゴム)を持参してください。

*講習終了後に引き続き、修了試験を行います。

*受講料は原則として返却いたしませんので、欠席しないようにしてください。

*遅刻等、受講すべき時間数が不足した時は、修了証を交付できませんのでご注意ください。

*自然災害や公共交通機関等の運休などの事態により講習会を中止・中断することがあります。

その際は受講者または事業場に連絡をするとともに当協会ホームページに中止連絡を掲載します。

*都合により会場や開講時間を変更させていただく場合がございますので、詳細はお申込みの支部へお問い合わせいただき、申込手続き後にお渡しする受講票をご確認ください。

郵送不要のネット申込みサービスがはじめました

～令和7年8月19日 開始～

より便利にお申込みいただけるよう、オンラインによる講習申込みサービスを開始しました。

★ご利用のメリット

- 24時間いつでも申込み可能です。
- 申込書、添付書類の郵送、持参が不要です。
- 受講申込みに必要な添付書類は、システムのマイページからアップロードできます。
- マイページから申込み状況を確認し、受付完了後に受講票、請求書をダウンロードできます。
(受講票は印刷して、講習当日に会場にご持参ください。)

★(旧)ネット予約システムをご利用されていた方へ

- ・ご使用いただいたログインIDとパスワードは、引き続きご利用いただけます。
- ・ユーザー情報に複数のメールアドレスをご登録されていた場合は、1名様分のみ(最上位に登録されていたもののみ)引き継がれます。

広島県労働基準協会

検索



新規開催講習のお知らせ

○熱中症予防労働衛生教育(2026年3月から開催)

改正規則を含む熱中症予防対策について労働衛生の専門家が法令に基づく講習を行います。

開催月: 令和8年3月～8月、令和9年3月

詳細は、専用の案内書をご覧ください。

○保護具着用管理責任者教育(2025年7月から開催)

通達に基づき、保護具によりリスクアセスメント対象物のばく露防止措置を講ずる事業場を対象とした、保護具着用管理責任者を選任するための講習です。

開催月: 令和8年5月、6月、8月～11月、令和9年1月、2月

詳細は、専用の案内書をご覧ください。